

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次の  
ように改正する。

第2条の2第1項及び第4項中「規則で定める者」の次に「及び配偶者の子」を加える。

第11条の4中「男性」を削り、「含む。」の次に「以下この条、」を、「同じ。）」の次に  
「、子又は子の配偶者」を加える。

第11条の5中「男性」を削り、「配偶者」の次に「、子又は子の配偶者」を加え、「又  
は」を「若しくは」に改め、「（配偶者の子を含む。）」を削り、「養育する職員」の次に「又  
は当該出産に係る孫（職員の子の子をいう。以下同じ。）若しくは小学校就学の始期に達す  
るまでの孫を有する職員」を、「子」の次に「又は孫」を加える。

第11条の7中「職員」の次に「又は中学校就学の始期に達するまでの孫を有する職員」  
を、「が、その子」の次に「又は孫」を、「かかったその子」、「定めるその子」、「伴うその  
子」及び「又はその子」の次に「若しくは孫」を、「その養育する中学校就学の始期に達す  
るまでの子」の次に「及びその有する中学校就学の始期に達するまでの孫の人数の合計」  
を加える。

第11条の8第2項中「3回を超えず、かつ、」を削り、「6月」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者_____を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者_____を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第2条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者及び配偶者の子を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第11条の8に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者及び配偶者の子を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時</p>

までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(出産補助休暇)

第11条の4 任命権者は、男性職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。\_\_\_\_\_次条及び第11条の6において同じ。)\_\_\_\_\_が出産するときは、その男性職員に対し、請求により、2日以内の出産補助休暇を与えることができる。

(育児参加休暇)

第11条の5 任命権者は、男性職員の配偶者\_\_\_\_\_が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は\_\_\_\_\_小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)\_\_\_\_\_を養育する職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が、これらの子\_\_\_\_\_の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その男性職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。

(子の看護等休暇)

第11条の7 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_が、その子\_\_\_\_\_の看護

までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(任命権者の定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(出産補助休暇)

第11条の4 任命権者は、\_\_\_\_\_職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条、次条及び第11条の6において同じ。)、子又は子の配偶者が出産するときは、その\_\_\_\_\_職員に対し、請求により、2日以内の出産補助休暇を与えることができる。

(育児参加休暇)

第11条の5 任命権者は、\_\_\_\_\_職員の配偶者、子又は子の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を養育する職員又は当該出産に係る孫(職員の子の子をいう。以下同じ。)\_\_\_\_\_若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫を有する職員が、これらの子又は孫の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、その\_\_\_\_\_職員に対し、請求により、当該期間内において、5日以内の育児参加休暇を与えることができる。

(子の看護等休暇)

第11条の7 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子(前条第2号に規定する事実上の子と同様の関係にあると認められる者を含む。以下この条において同じ。)を養育する職員又は中学校就学の始期に達するまでの孫を有する職員が、その子又は孫の看護

等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子\_\_\_\_\_の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子\_\_\_\_\_の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子\_\_\_\_\_の世話をを行うこと又はその子\_\_\_\_\_の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。

(介護休暇)

第11条の8 (略)

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において必要と認められる期間とする。

3・4 (略)

等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子若しくは孫の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子若しくは孫の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子若しくは孫の世話をを行うこと又はその子若しくは孫の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。)をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、その請求により、1年につき5日(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子及びその有する中学校就学の始期に達するまでの孫の人数の合計が2人以上の場合にあっては、10日)以内の看護休暇を与える。

(介護休暇)

第11条の8 (略)

2 介護休暇の期間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、\_\_\_\_\_通算して3年を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において必要と認められる期間とする。

3・4 (略)

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

**資料 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正概要**

1 改正概要

共働き世代及び定年引上げにより60歳以上の職員が増加すること、子どもを産むことを社会全体で支えることを目的とし、育児にかかる休暇制度を孫の育児についても対象にする。

また、育児だけでなく、介護と仕事の両立を支援することを目的とし、介護休暇の取得期間を拡大する改正を行うため、(1)及び(2)の改正を行う。

(1) 孫の育児にかかる休暇

現行の出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇の取得できる範囲を職員の孫まで拡大する形で孫にかかる休暇制度を新たに導入する。

(2) 介護休暇

介護休暇の取得期間を現行の通算6月を超えない範囲から通算3年を超えない範囲に拡大する。

2 施行日

令和8年4月1日